

## 回 覧 文 書

|                                                                                   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  | 回<br>覧 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

福知山市地籍調査事業  
旧福知山町周辺 5 地区内にお住まいの皆様へ

令和 7 年 6 月 1 9 日  
福知山市用地課

### 地籍調査事業に伴う現地の事前調査及び現地立会について（お知らせ）

日頃は福知山市政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、お住まいの地域において、土地の基礎的な情報である地籍（土地の所有者、地番、地目、境界の位置及び面積）を調査するため、地籍調査事業を行うこととなりました。

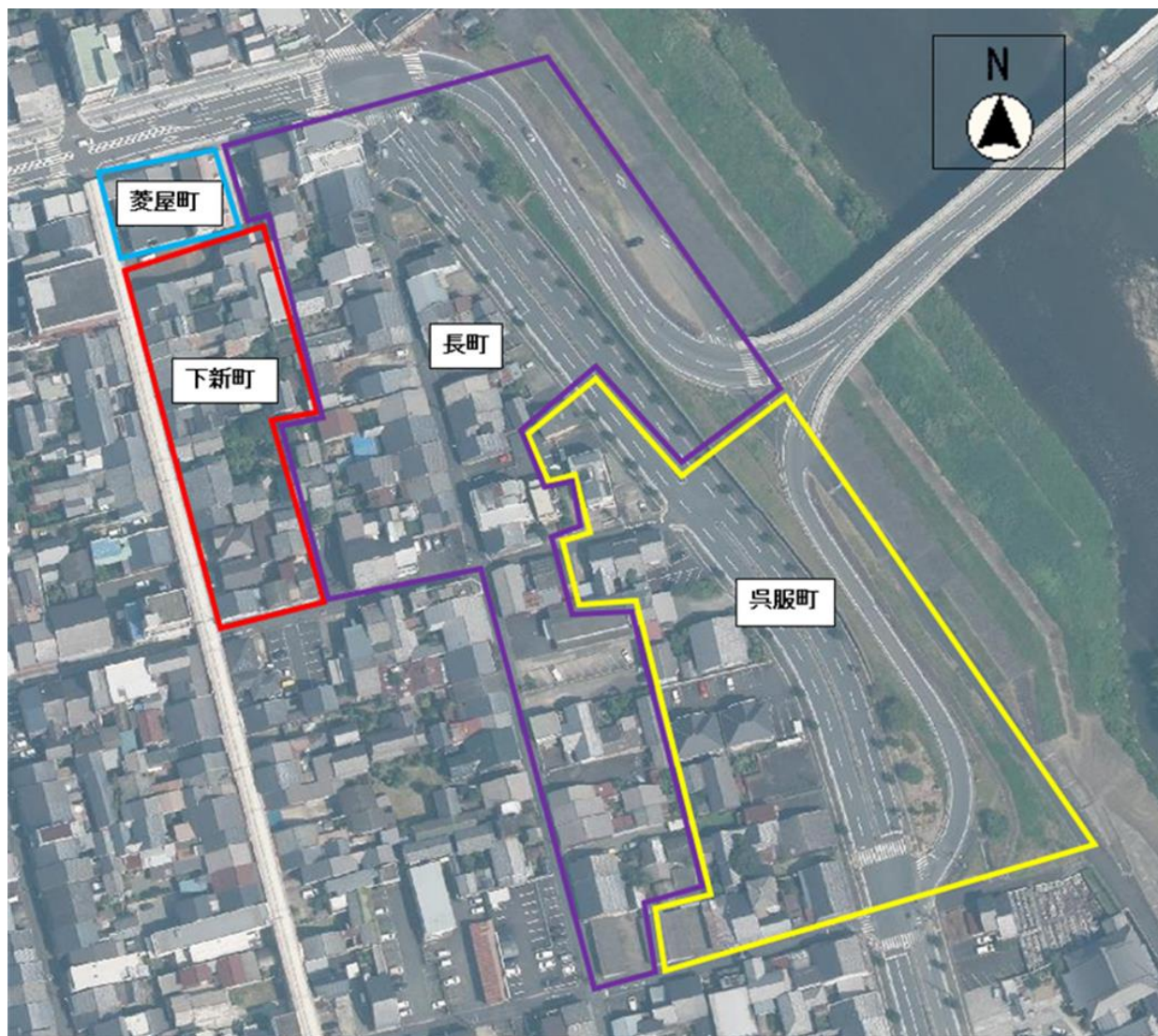
つきましては、下記の期間で「現地の事前調査」、「説明会」や「現地立会」を行う予定ですのでお知らせします。

なお、今回の調査地区内の土地所有者や相続関係者の方には、別途「説明会」や「現地立会」の御案内を行います。

期間中、皆様には大変御手数をお掛けしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 間 現地の事前調査：令和 7 年 6 月下旬から令和 7 年 9 月下旬まで（予定）  
説 明 会：令和 7 年 8 月中旬（予定）  
現 地 立 会：令和 7 年 1 0 月上旬（予定）
- 調 査 範 囲 裏面参照（図―1）
- 受 注 業 者 株式会社京都イングス（京都府福知山市篠尾新町 1 丁目 5 6 番地―1  
KSK ビル 4 0 6 号）
- 特 記 事 項
  - ・市職員は国土調査法による土地立入証を携帯します。
  - ・受注業者は、国土調査法による身分証明書（市発行、図―2）を携帯し、腕章（裏面参照、写真―1）をして作業をします。
  - ・私有地への立入調査が必要な場合はお声掛けさせていただきますが、不在の場合でも立入って調査を行わせていただく場合があります。
- 問い合わせ先 福知山市建設交通部 用地課土地調査係  
担 当：村瀬（むらせ）  
電 話：0 7 7 3－2 4－7 0 7 9  
メー ル：youchi@city.fukuchiyama.lg.jp



(図－１) 旧福知山町周辺 5 地区 調査範囲

※今回の調査対象区域内における大まかな区分けであり、正確な自治会境を確定するものではありません。



(写真－１) 腕章

用地第〇〇号

身分証明書

受注者 株式会社京都イングス

上記の者は———証明する。

委託業務名 旧福知山町周辺 5 地区～業務

発行日 令和 7 年●月●日

発行者 福知山市長 印

(図－２) 身分証明書

# 旧福知山町周辺5地区 地籍調査事業について

対象自治会：呉服町、長町、下新町、菱屋町の一部

## 1. 地籍調査とは・・・？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、地籍（一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界と面積）に関する調査を行い、精度の高い図面を作成し、土地における**地籍の明確化**を図ることを目的に実施する事業です。

### ＜現状＞

- 法務局に備え付けられている旧福知山町周辺5地区の公図は、明治時代初期の地租改正時に作られた**字限図**（あざきりず）が基になっています。
- 字限図は境界点の座標がないため、現地における境界の復元性が乏しくなっています。



### ＜問題点＞

- 土地の管理や利活用時に、隣接地の所有者と境界を巡るトラブルが発生する可能性があります。
- 災害（水害や地震など）発生後の復旧作業や道路整備などの公共事業に時間を要する可能性があります。

## 2. 地籍調査のメリット

土地の境界などの地籍がはっきりすることにより、

- ①将来の境界トラブルを未然に防止できます。
- ②土地取引の円滑化、活性化が図られます。
- ③水害や地震などによる災害復旧の迅速化が図られます。
- ④道路事業などの公共事業を迅速に行うことができます。



### 3. 地籍調査の進め方

①事業計画の準備  
推進委員の設置

②地権者の現地立会による  
境界の確認（**一筆地調査**）

③確認された  
境界の測量



④地籍図・地籍簿の作成

⑤閲覧後、府の認証・  
国の承認を受け、  
法務局へ送付し完了

### 4. 地籍調査にあたり土地所有関係者様にお願いしたいこと

- ① 事前調査のため所有されている土地へ立入調査を行うことがあります。
- ② **説明会**や**現地立会**に御出席をお願いします。  
（※調査地区内の土地所有関係者様には別途御案内を行います。）

### 5. 費用負担について

土地の境界の確定等を**個人で行う場合、多大な時間と費用**がかかりますが、地籍調査では**必要な経費を市が負担します**ので、土地所有者の皆様には費用負担はありません。ただし、現地立会や説明会会場までの交通費などは自己負担となります。

### 6. 皆様の御協力をお願いします

地籍調査は、福知山市が事業主体となって行いますが、実施にあたっては、地区の皆様一人一人の御協力が必要です。皆様の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



不明な点や問い合わせは・・・

福知山市役所 建設交通部 用地課 土地調査係

電話：0773-24-7079

E-mail: youchi@city.fukuchiyama.lg.jp